

京 都 府 報 告 資 料

児童虐待の動向

京都府宇治児童相談所

1 全国動向

(1) 児童虐待対応件数

H26 88,931件 (H25 73,802件)

○親権停止

H26 15自治体23事例 (H25 16自治体23事例)

<事例等>

- ・ 先天的な障害を持って生まれた児童を父母が養育放棄。再三の呼びかけにも応じず。
- ・ 障害のある児童を父母が登校させず、施設での訓練も拒否。児相の関与も拒否
- ・ 治療上、輸血が必要とされたが両親が、信仰上の理由から輸血を拒否
- ・ 施設入所中の児童に、面会通信の制限を受けた虐待父が接近行為を繰り返す。
- ・ 精神疾患により入退院を繰り返す単身の母が出産、親族の支援も受けられず。
- ・ きょうだい間の性被害により妊娠出産した女兒と子の家族との分離を保護者が妨害

○親権喪失

H26 1自治体1事例 (H25 6自治体7事例)

(2) 社会保障審議会児童部会

「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会報告（提言）」(H28.3.10)

(別添「抜粋」参照)

(3) 児童福祉法等の一部を改正する法律

別添「法律案の概要」参照

施行日（見込み）：公布日及び平成28年10月1日、平成29年4月1日

2 京都府の動向（今後）

- ・ 南部地域の執行体制強化 京田辺支所に虐待対応協力員1名増員
- ・ 家庭支援総合センターの一時保護体制強化、集約化
 - 一時保護所の心理担当職員1名配置
 - 指導員、保育士（共に嘱託）2名増員（←宇治児童相談所で2名減）
- ・ 児童相談所業務評価検証部会「報告」

(本年度評価項目)

児童相談所及び市町村要対協の連携状況

児童相談所における児童虐待対応について（初期対応、進行管理、夜間休日体制）

児童相談所業務における人材育成のあり方 他

社会保障審議会児童部会

新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会 報告(提言)

(平成28年3月10日) から抜粋

制度・法改正の時期について

① 直ちに実施すべき事項

- 児童福祉法において、子どもの権利保障を明確にし、そのための家庭への支援を定める。
- 子どもの権利擁護に関する仕組みを創設する(都道府県児童福祉審議会の活用)。
- 国、都道府県、市区町村の責任と役割を明確にする。
- 支援の対象年齢を見直す。
- 通所・在宅支援を積極的に実施する。
- 母子保健における虐待予防を法的に位置付ける。
- 特定妊婦等への支援の充実を図る(情報提供)。
- 子ども家庭福祉への司法関与を整備する(臨検搜索)。
- 子ども家庭福祉(児童相談所機能)を担う職員の配置・任用要件を明確にする。
- 里親制度の充実強化を図る。
- 就学前の子どもの代替的養育について、原則、家庭養育とする。
- 統計・データベースを整備する。

② 一定期間内で実施に移すべき事項

- 就学前の保育・教育の質を向上させる。
- 市区町村における地域子ども家庭支援拠点を整備する。
- 特定妊婦等への支援の充実を図る(産前産後母子ホーム(仮称))。
- 児童相談所を設置する自治体を拡大する。
- 児童相談所の機能に基づく機関(組織)の分化を図る。
- 子ども家庭福祉(市区町村で支援)を担う職員の配置・任用要件を明確にする。
- 子ども家庭福祉を担う指導的職員の資格のあり方を検討する。
- 施設ケアの充実強化を図る。
- 社会的養護の対象となった子ども等に対する自立支援の強化を図る。

③ 速やかに関係省庁・機関等と協議を開始し、一定期間内に結論を得るよう努めるべき事項

- 子どもの権利擁護に関する仕組みを創設する。
- 子ども家庭福祉への司法関与を整備する(一時保護、面会通信制限、接近禁止命令、裁判所命令等)。
- 特別養子縁組制度の利用促進のために必要な措置を講ずる。

児童福祉法等の一部を改正する法律案の概要

全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図るため、児童福祉法の理念を見直すとともに、母子健康包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の所要の措置を講ずる。

改正の概要

1. 児童福祉法の理念の見直し等

- (1) 児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障されること等を明確化する。
- (2) 国・地方公共団体は、保護者を支援するとともに、家庭と同様の環境における児童の養育を推進するものとする。
- (3) 国・都道府県・市町村それぞれの役割・責務を明確化する。

2. 児童虐待の発生予防

- (1) 市町村は、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行う母子健康包括支援センターの設置に努めるものとする。
- (2) 支援を要する妊婦等を把握した医療機関や学校等は、その旨を市町村に情報提供するよう努めるものとする。
- (3) 国・地方公共団体は、母子保健施策が児童虐待の発生予防・早期発見に資することに留意すべきことを明確化する。

3. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

- (1) 市町村は、児童等に対する必要な支援を行うための拠点の整備に努めるものとする。
- (2) 市町村が設置する要保護児童対策地域協議会の調整機関について、専門職を配置するものとする。
- (3) 政令で定める特別区は、児童相談所を設置するものとする。
- (4) 都道府県は、児童相談所に①児童心理司、②医師又は保健師、③指導・教育担当の児童福祉司を置くとともに、弁護士を配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。
- (5) 児童相談所等から求められた場合に、医療機関や学校等は、被虐待児童等に提供する資料等を提供できるものとする。

4. 被虐待児童への自立支援

- (1) 親子関係再構築支援について、施設、里親、市町村、児童相談所などの関係機関等が連携して行うべき旨を明確化する。
- (2) 都道府県（児童相談所）の業務として、里親の開拓から児童の自立支援までの一貫した里親支援を位置付ける。
- (3) 養子縁組里親を法定化するとともに、都道府県（児童相談所）の業務として、養子縁組に関する相談・支援を位置付ける。
- (4) 自立援助ホームについて、22歳の年度末までの間にある大学等就学中の者を対象に追加する。

(検討規定等)

- 施行後速やかに、要保護児童の保護措置に係る手続における裁判所の関与の在り方、特別養子縁組制度の利用促進の在り方を検討する。
- 施行後2年以内に、児童相談所の業務の在り方、要保護児童の通告の在り方、児童福祉業務の従事者の資質向上の方策を検討する。
- 施行後5年を目途として、中核市・特別区が児童相談所を設置できるよう、その設置に係る支援等の必要な措置を講ずる。

施行期日

平成29年4月1日（1、2（3）については公布日、2（2）、3（4）（5）、4（1）については平成28年10月1日）